

佐賀大学校友会国際交流奨励金給付要領

平成 24 年 4 月 24 日
国際交流推進センター運営委員会承認
平成 31 年 4 月 23 日一部改正
令和 4 年 8 月 17 日一部改正

1 趣旨

佐賀大学学生の国際的な学習・研究活動への参加による学習・研究能力向上と国際交流の深化を奨励するため、佐賀大学校友会国際交流奨励金（以下「奨励金」という。）を給付する。

2 申請資格

奨励金の申請対象者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 本学の学部及び大学院の正規課程（鹿児島大学大学院連合農学研究科を含む。）に在籍する学生（外国人留学生及びを含む。以下「学生」という。）
- (2) 佐賀大学同窓会員又は佐賀大学校友会員である学生
- (3) 佐賀大学校友会員である指導教員の推薦を受けている学生

3 奨励金給付の対象となる学生の活動

- (1) 海外における研究会、共同研究
- (2) 本学が海外大学等と共同して行う国際間授業等
- (3) その他海外における活動

4 給付する金額

予算の範囲内で、旅費、滞在費、学会参加登録料、その他必要と認められる費用の一部として、50,000 円を限度額として実支出額を支給する。

5 給付予定者数

若干名

6 申請手続

給付を希望する学生は、指導教員及び所属する学部長又は研究科長（以下「所属長」という。）を通じて、以下の要領により校友会会長に申請すること。

- (1) 提出書類
 - ① 佐賀大学校友会国際交流奨励金申請書（様式 1）
申請者の署名、指導教員及び所属長の押印があるもの。
 - ② 旅程日程表（様式任意）
 - ③ 航空運賃見積書（様式任意）
 - ④ 添付書類
 - イ) 他からの費用の給付を受けている場合
・ 給付金の名称や金額がわかる資料（申請後に給付を受ける場合は給付決定後速やかに提出すること）（任意様式）
 - ロ) 海外における研究会、共同研究の場合
・ 研究の必要性を記載したもの（任意様式）

ハ) 海外大学等と共同して行う国際間授業等の場合

- ・ 授業等の日程表 (任意様式)
- ・ シラバス (任意様式)

ニ) 学業成績通知書

- ・ 直近の学業成績通知書を提出すること。
- ・ 大学院修士課程及び博士課程の者は、前教育課程から直近まで全ての学業成績通知書を提出すること。

ホ) その他必要な書類

- ・ 活動の一環として国際学会等に参加・発表する場合は、発表概要 (タイトル, 発表者名含む。) (任意様式), 招へい状 (又は参加申込書), 会議開催予定表, 学会参加登録料が分かる書類 (該当がある場合)

(2) 提出方法 書面及び電子ファイル

申請書類はすべてA4サイズで統一し、上記に記載の順にまとめたうえ、左上をクリップ止めた状態で提出すること。更に申請書 (様式1) については、作成に使用した電子ファイルについても別途電子メール等の電子媒体により提出すること。

(3) 提出先 学務部教務課留学生交流室 <student-int@mail.admin.saga-u.ac.jp>

7 申請時期と締切り

申請対象期間	申請締切	選考時期
4月1日～9月末日出発分	3月2日	3月
10月1日～3月末日出発分	9月2日	9月

申請締切日が土日祝日の場合は、翌日の申請を認める。

8 選考及び奨励金授与候補者の推薦

奨励金の授与候補者は、提出された書類、指導教員の推薦書を参考にして、別に定める選考基準に基づき、国際交流推進センター運営委員会の議を経て国際交流推進センター長が校友会会長へ推薦する。

9 結果の通知

校友会における給付対象者の審査結果は、所属長を通じて申請者並びに指導教員宛てに通知する。

10 活動の変更又は中止

学生が申請した活動を変更又は中止する場合は、直ちに指導教員及び所属長に報告し、変更の場合においては佐賀大学校友会国際交流奨励金申請書 (様式1) を修正したものを、中止する場合は佐賀大学校友会国際交流奨励金辞退届 (様式2) を、速やかに学務部教務課留学生交流室に提出し、校友会会長へ報告すること。

11 活動実績報告書の提出

奨励金を給付された学生は、帰国後1ヶ月以内に以下の要領により校友会会長に報告すること。

(1) 提出書類

- ① 佐賀大学校友会国際交流奨励金活動実績報告書 (様式3)
- ② 領収書等提出書 (様式4)

(2) 提出方法 電子メール等の電子媒体

(3) 提出先 学務部教務課留学生交流室 <student-int@mail.admin.saga-u.ac.jp>